

解体等工事における石綿に係るリスクコミュニケーションの実施に関する自治体アンケート調査結果の概要

1. アンケートの対象自治体及び回答数

- ・対象：大気汚染防止法の特定粉じんに関する事務を所掌する地方公共団体
189（東京都については特別区、条例委任市含む）
- ・アンケート配布日：令和3年7月19日（月）
- ・回答期限：令和3年8月20日（金）（最終回答9月29日（水））

区分	対象・回収自治体数
都道府県	47
政令指定都市	20
中核市	62
大気汚染防止法特定特例市、政令市等	12
東京都特別区	23
東京都条例委任市	25
合計	189

2. アンケート内容

(1) 解体等工事におけるリスクコミュニケーションの実施の規定 (Q1)

① 条例等での規定の有無 ((1))

② 条例等の適用範囲及び規模要件等 ((2))

対象となる工事の範囲(特定工事の場合は届出対象特定工事か全ての特定工事か)、規模要件を設けている場合はその内容

③ リスクコミュニケーションの実施方法等 ((3) 、 (4) 、 (5))

条例等で規定しているリスクコミュニケーションの実施主体、周辺住民等への周知方法の指定の有無、実施時期、周知範囲、自治体への報告に関する規定

(2) 解体等工事での石綿に係るリスクコミュニケーションの事例

① 周辺住民等からの苦情や問い合わせの状況 (Q2)

苦情や問い合わせの有無、きっかけ、件数・内容、発注者や事業者に指導した内容、リスクコミュニケーションを行う上での課題等

② 好事例、悪かった事例 (Q3)

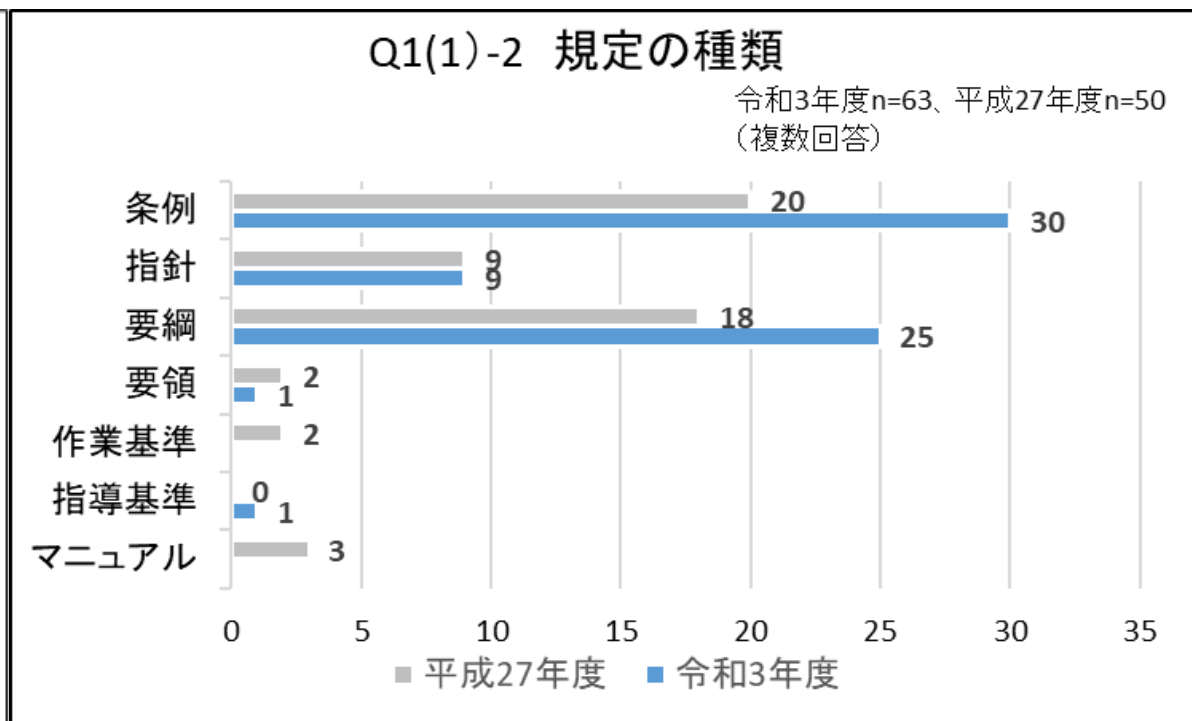
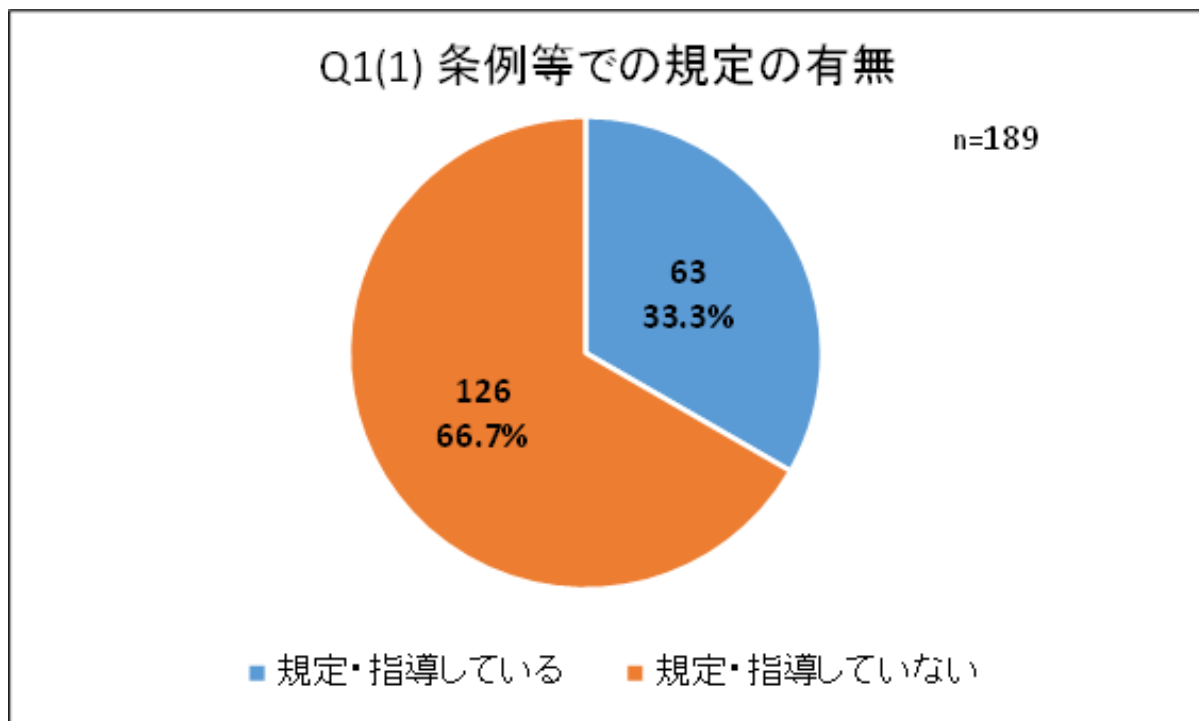
※都道府県条例で「規定あり」の場合に、所管自治体から「規定なし」と回答されていた場合は「規定あり」とみなした。
回答のままでは集計が困難な設問については再集計を実施、再集計が困難な設問は回答時点での集計とした。

3. アンケート結果

(1) 解体等工事におけるリスクコミュニケーションの実施の規定に関する質問 (Q1)

① 条例等での規定の有無 (Q1(1))

- ・解体等工事でのリスクコミュニケーションの実施を条例等で規定しているのは63自治体 (33.3%) であり、平成27年度 (165自治体中50自治体 (30.3%)) に比べ増加。
- ・規定の種類としては条例が最も多いが、うち16自治体は都道府県の規定に基づくもの。

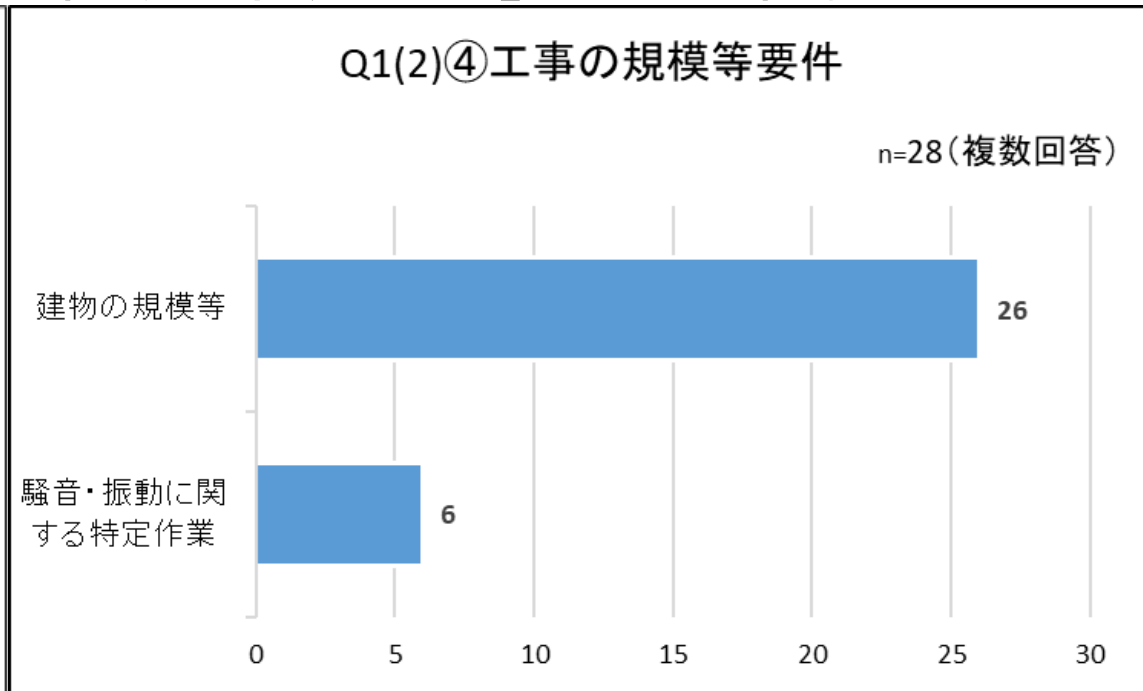
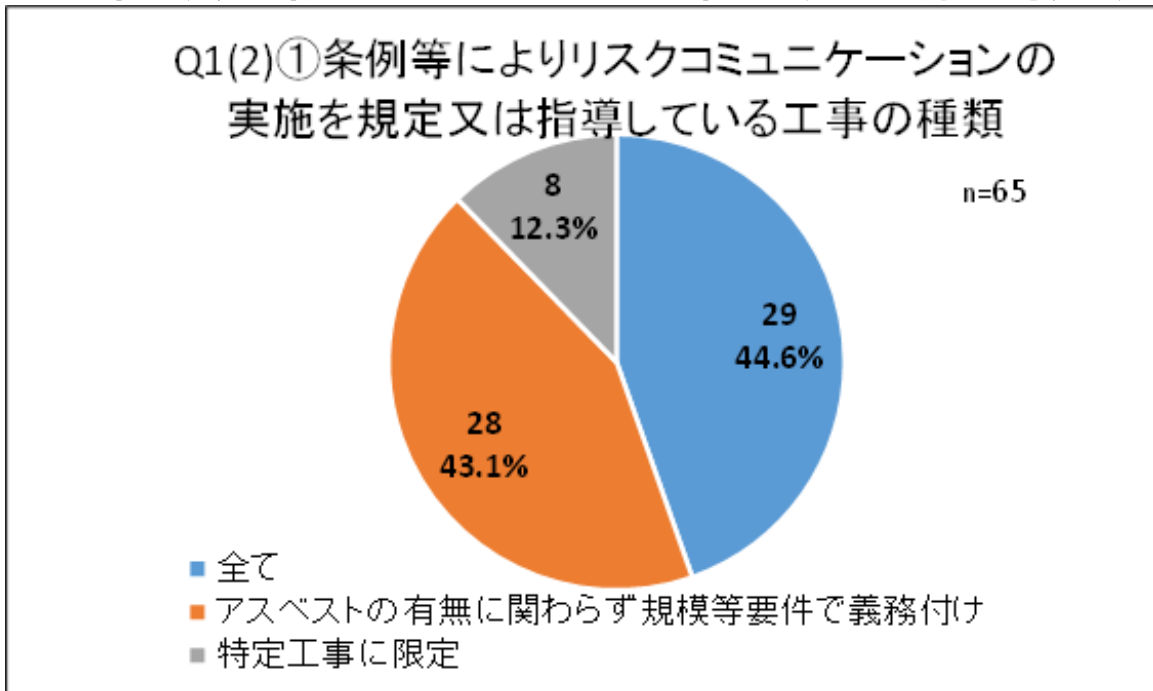


3. アンケート結果

(1) 解体等工事におけるリスクコミュニケーションの実施の規定に関する質問 (Q1)

②対象としている工事の種類 (Q1(2)①、④)

- ・「全ての解体等工事」は29自治体(44.6%)、「アスベストの有無に関わらず規模等要件により対象工事を規定」は28自治体(43.1%)、「特定工事に限定」は8自治体(12.3%)。
- ・工事の規模等要件は、「建物の規模等」が26自治体(解体床面積26自治体、建物高さ1自治体、建物の用途1自治体)、「騒音・振動に関する特定作業」が6自治体。



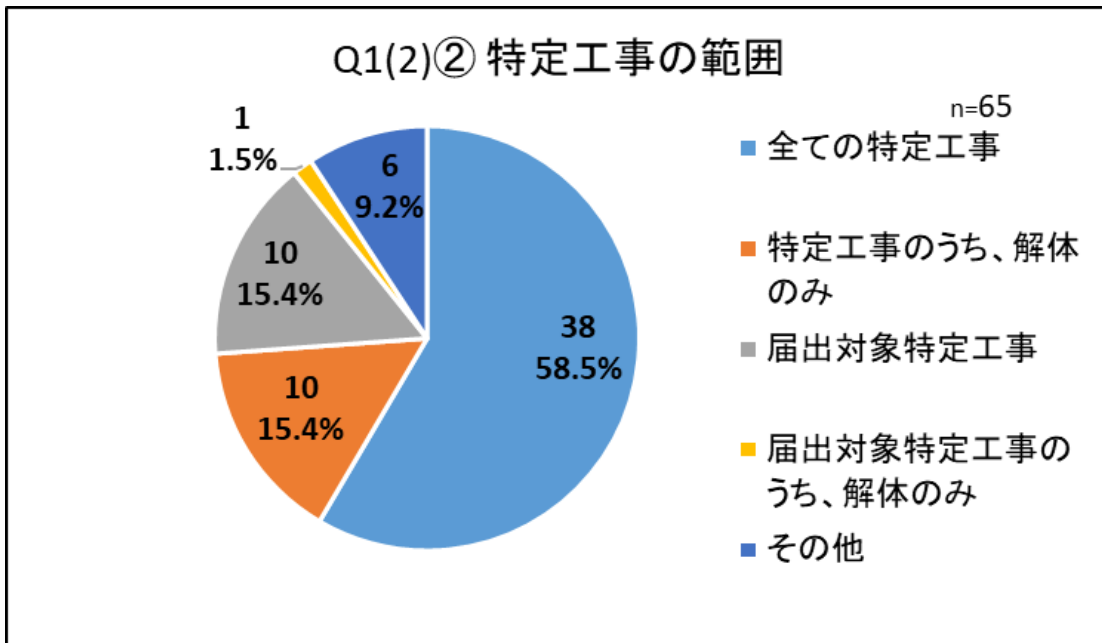
※当初「全て」「特定工事」「その他」の単一回答としていたが、回答状況から上記3ケースに再集計した。また、市の条例等に加え都道府県条例が適用される2自治体については、対象工事の種類が異なるため、規定自治体数を65として整理した(以下の設問も同様)。

3. アンケート結果

(1) 解体等工事におけるリスクコミュニケーションの実施の規定に関する質問 (Q1)

③特定工事の適用範囲 (Q1(2)②、③、⑤)

- ・「全ての特定工事」を対象としているのは約6割(解体のみを含めると約3/4)、「届出対象特定工事」を対象としているのは解体のみを含め約17%であった。
- ・「届出対象特定工事」を対象としている自治体のうち、対象の拡大を予定していると回答した自治体はなく、「拡大しない」が6自治体、「未定」が4自治体(集計時点の有効回答)。
- ・戸建住宅に対する緩和要件を設けている自治体はなかった。



その他の内訳

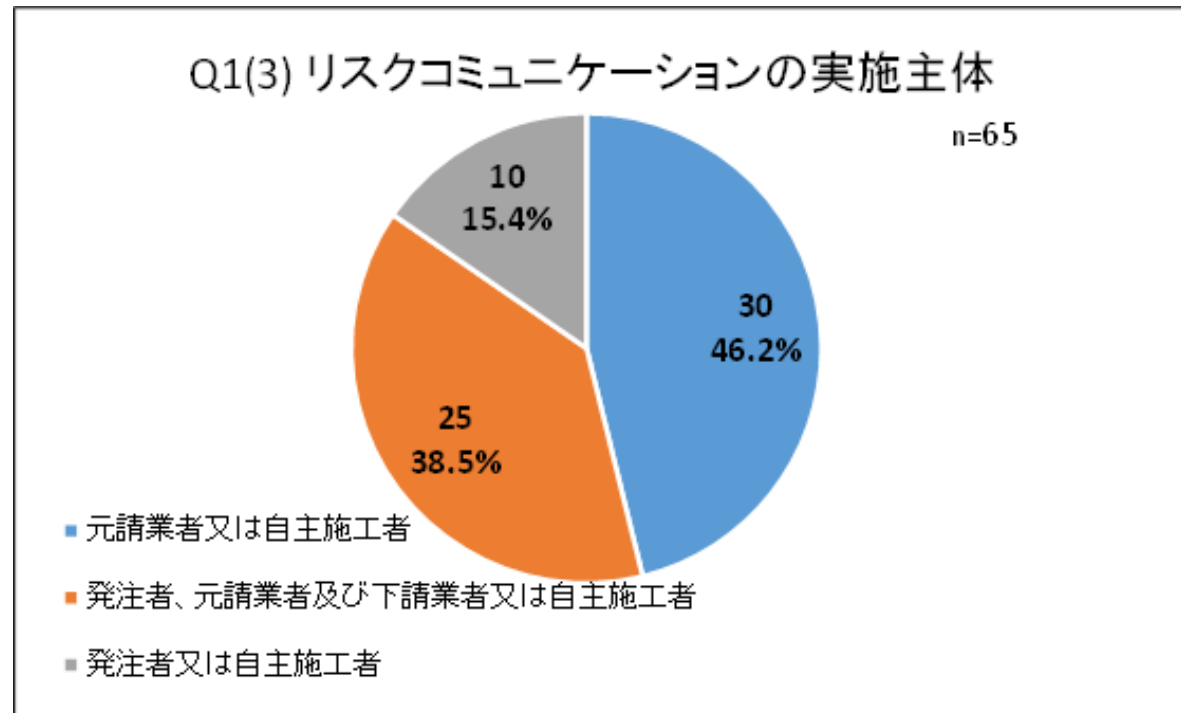
- ・アスベストの有無について規定していない(3自治体)
- ・解体工事は全て、改造・補修は届出対象特定工事に限定(1自治体)
- ・届出対象以外は80m²以上の解体に限定(1自治体)
- ・届出対象特定工事に加え条例の届出対象工事を追加(1自治体)

3. アンケート結果

(1) 解体等工事におけるリスクコミュニケーションの実施の規定に関する質問 (Q1)

④ リスクコミュニケーションの実施主体 (Q1(3))

- ・「元請業者又は自主施工者」としている自治体が46.2%。
- ・「発注者、元請業者及び下請業者又は自主施工者」としている自治体が38.5%。
- ・ガイドラインで規定している「発注者又は自主施工者」としている自治体は15.4%。

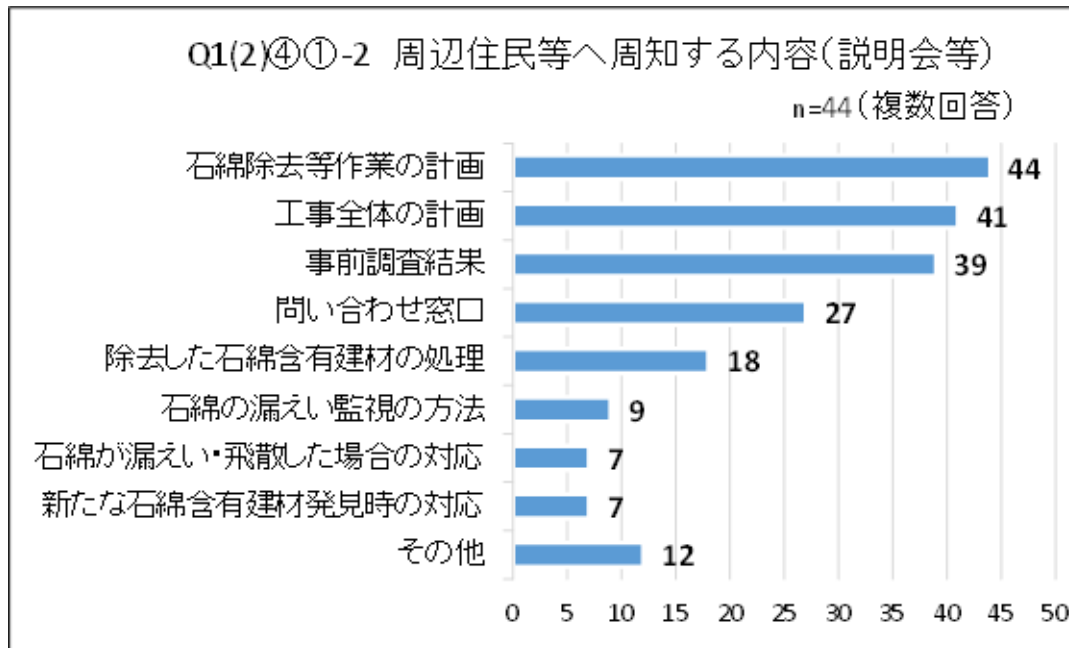
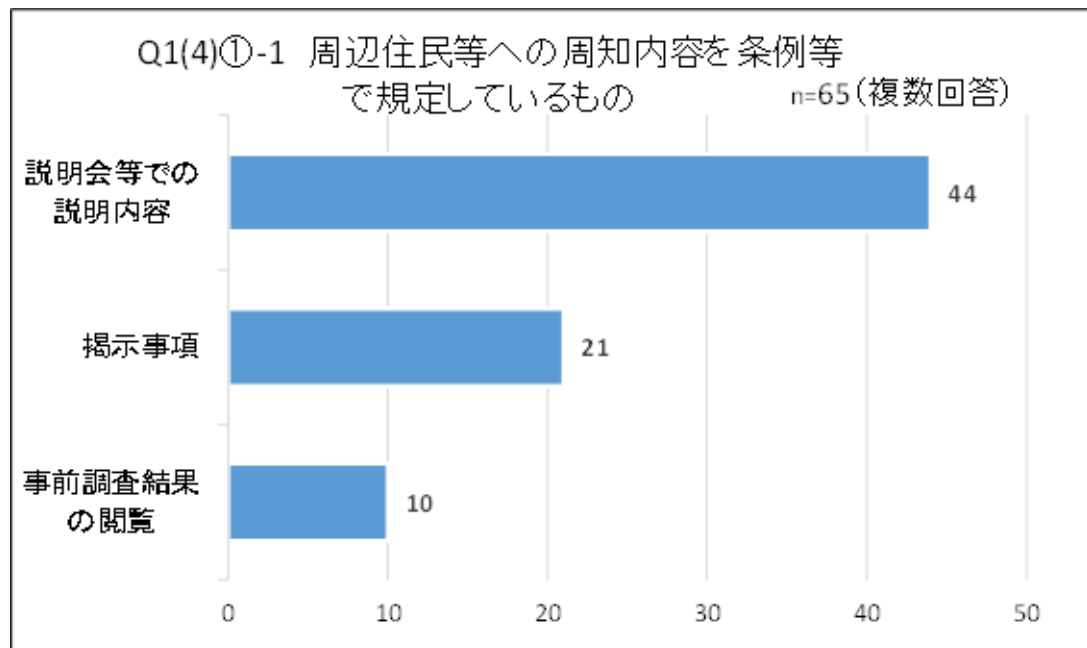


3. アンケート結果

(1) 解体等工事におけるリスクコミュニケーションの実施の規定に関する質問 (Q1)

⑤周辺住民等への周知内容 (Q1(4)①)

- ・「説明会等での説明内容」を規定しているのは44自治体(65自治体中67.7%)、「掲示事項」を規定しているのは21自治体(同32.3%)、「事前調査結果の閲覧」を規定しているのは10自治体(同15.4%)。
- ・規定されている説明会等での説明内容は、「石綿除去等作業の計画(100%)」、「工事全体の計画(93.2%)」、「事前調査結果(88.6%)」、「問い合わせ窓口(61.4%)」が多い。



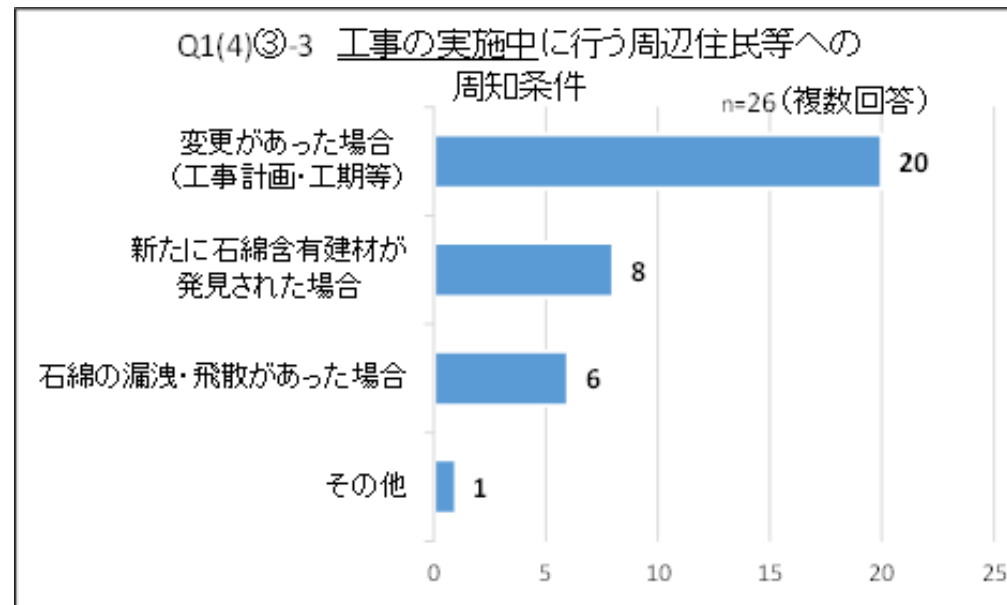
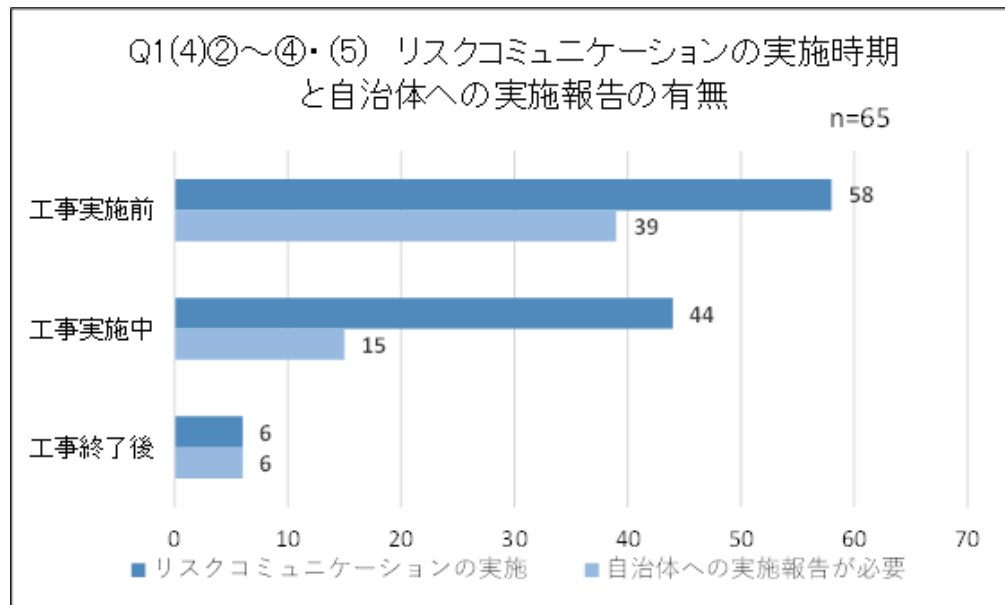
※その他:届出者・施工者の氏名・住所、石綿濃度測定結果等もあったが、大半は騒音・振動で生じた被害対策やねずみの駆除等の衛生対策。

3. アンケート結果

(1) 解体等工事におけるリスクコミュニケーションの実施の規定に関する質問 (Q1)

⑥周辺住民等への周知時期及び自治体への報告規定 (Q1(4)②~④、⑤)

- ・規定しているリスクコミュニケーションの実施時期は、「工事の実施前」が約9割、「工事の実施中」は約7割で、「工事の終了後」はガイドラインに準ずると回答のあった6自治体のみ。
- ・「工事の実施中」の周知条件を26自治体が規定、「変更があった場合(76.9%)」、「新たに石綿含有建材が発見された場合(30.8%)」、「石綿の漏洩・飛散があった場合(23.1%)」等。
- ・自治体への報告義務は「工事の実施前の周知」は7割弱、「工事の実施中の周知」は3割強。



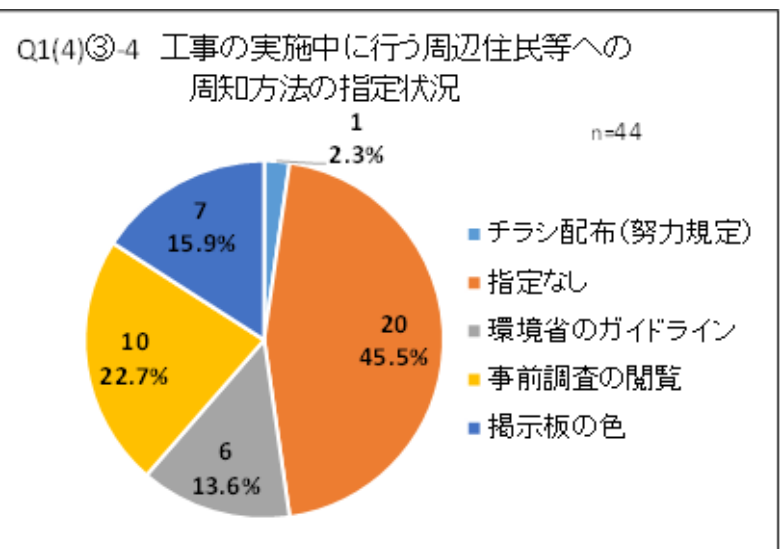
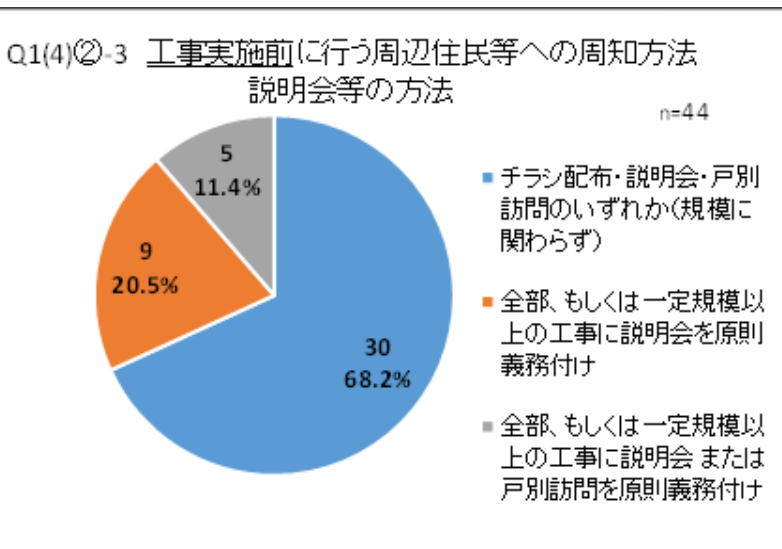
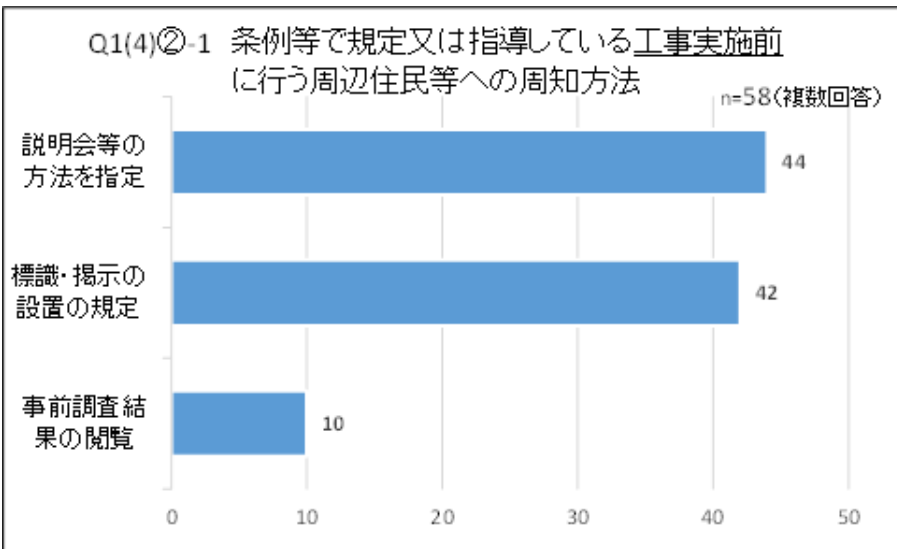
※「工事の実施前」に周知した内容等の報告時期は「工事開始前までに報告」が82.1%、「実施後速やかに」が17.9%であった。

3. アンケート結果

(1) 解体等工事におけるリスクコミュニケーションの実施の規定に関する質問 (Q1)

⑦周辺住民等への周知方法 (Q1(4)②~④)

- ・工事の実施前に行う周知方法を指定しているのは58自治体(89.2%)。説明会等の指定は44自治体(75.9%)、内訳は「チラシの配布・説明会・戸別訪問のいずれか」が68.2%と最も多く、説明会又は戸別訪問のいずれかを指定している自治体もあった。標識・掲示の設置を規定しているのは42自治体(72.4%)、事前調査結果の閲覧を規定しているのは10自治体。
 - ・工事の実施中の「説明会等の指定」は少ない。
 - ・工事の終了後の「説明会等の指定」はない。
- ※事前調査結果の閲覧は1都道府県及び構成9市
 掲示板の色指定は1都道府県及び構成6市



※いずれも回答内容から上記ケースに再集計した。

3. アンケート結果

(2) 解体等工事での石綿のリスクコミュニケーションの事例に関する質問 (Q2)

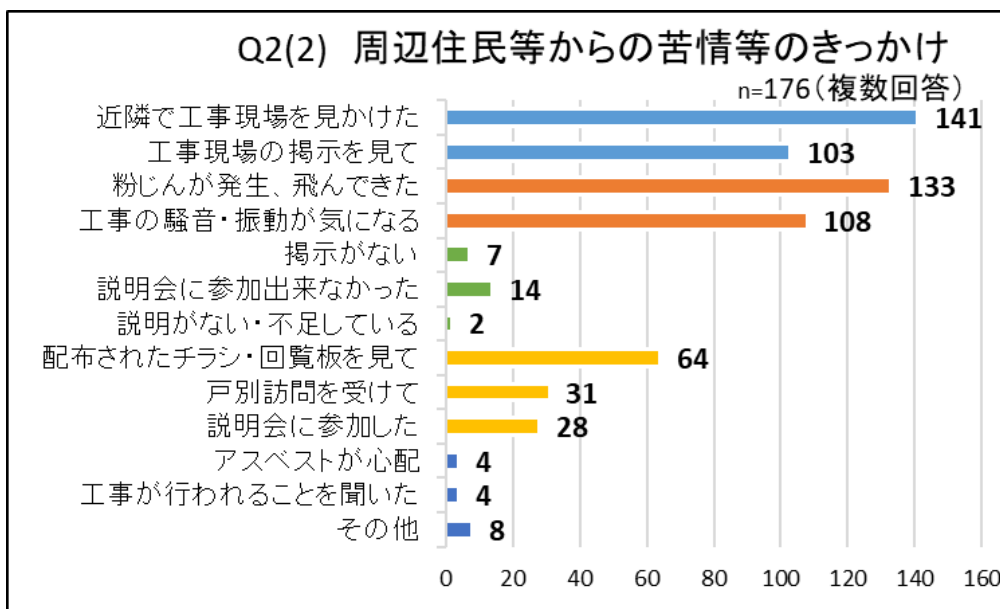
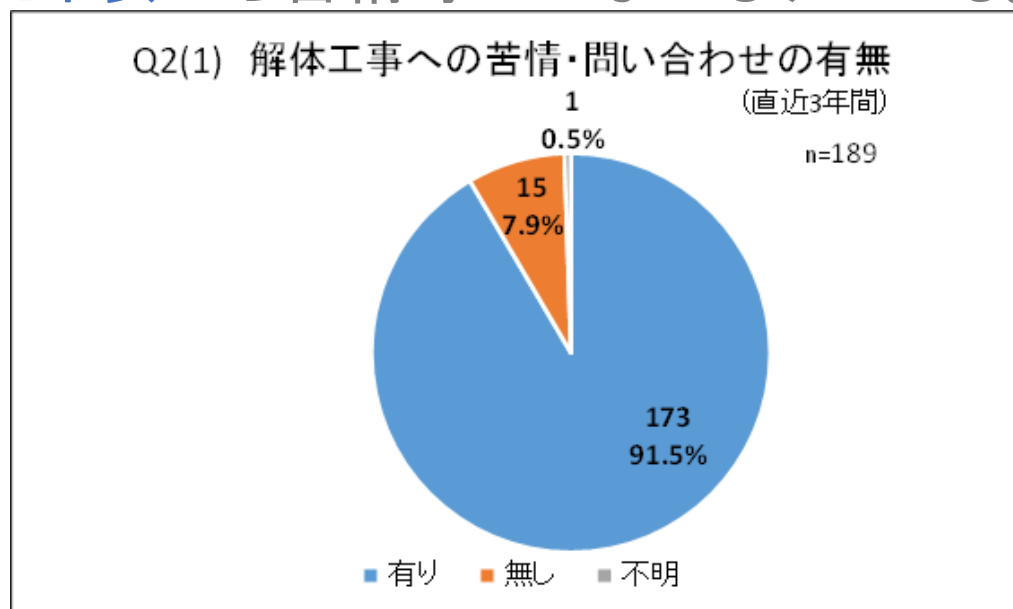
①直近3年間の周辺住民等からの苦情や問い合わせの有無 (Q2(1))

・「有り」は173自治体(91.5%)と圧倒的に多い。「無し」は15自治体(7.9%)。

②周辺住民等からの苦情等のきっかけ (Q2(2))

・「工事を見かけたこと」や「作業の質等に起因するもの」が多く、「説明の不足」も挙げられた。

・一方でリスクコミュニケーションを実施したにもかかわらず苦情等となったケースや漠然とした不安から苦情等につながるケースも。



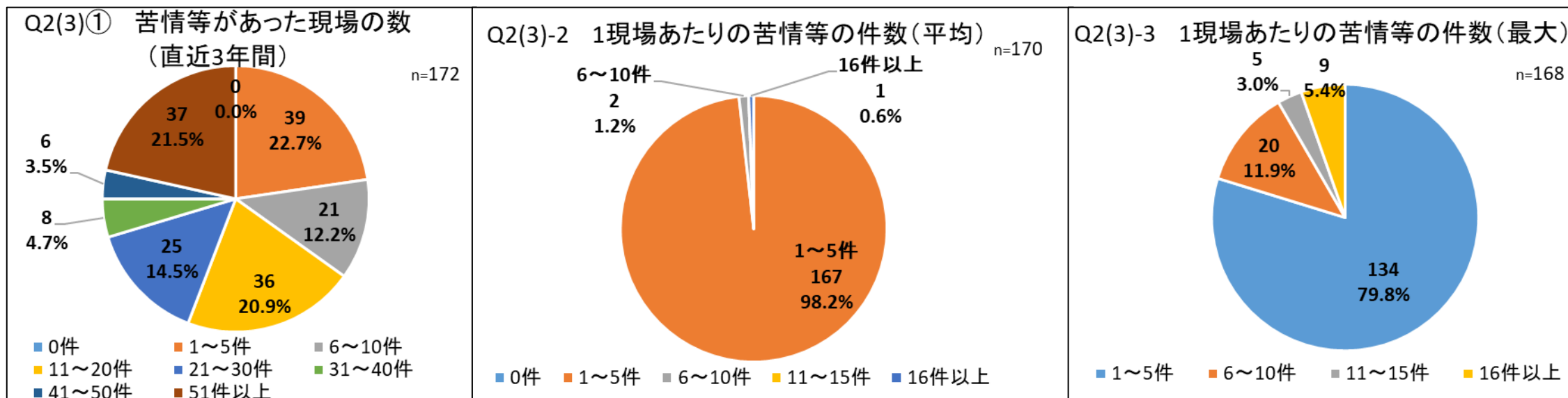
※苦情等のきっかけについては、その他含めて再集計した。

3. アンケート結果

(2) 解体等工事での石綿のリスクコミュニケーションの事例に関する質問 (Q2)

③直近3年間の苦情等の件数 (Q2(3))

- ・苦情等があった現場の数は、年間10現場未満(3年間30未満)が7割。
- ・1現場当たりの苦情等の平均件数は1～5件が大半を占めており、最大件数も8割は5件以下。



※苦情等の件数には同一人物からのものも含むため「のべ件数」となっている。

3. アンケート結果

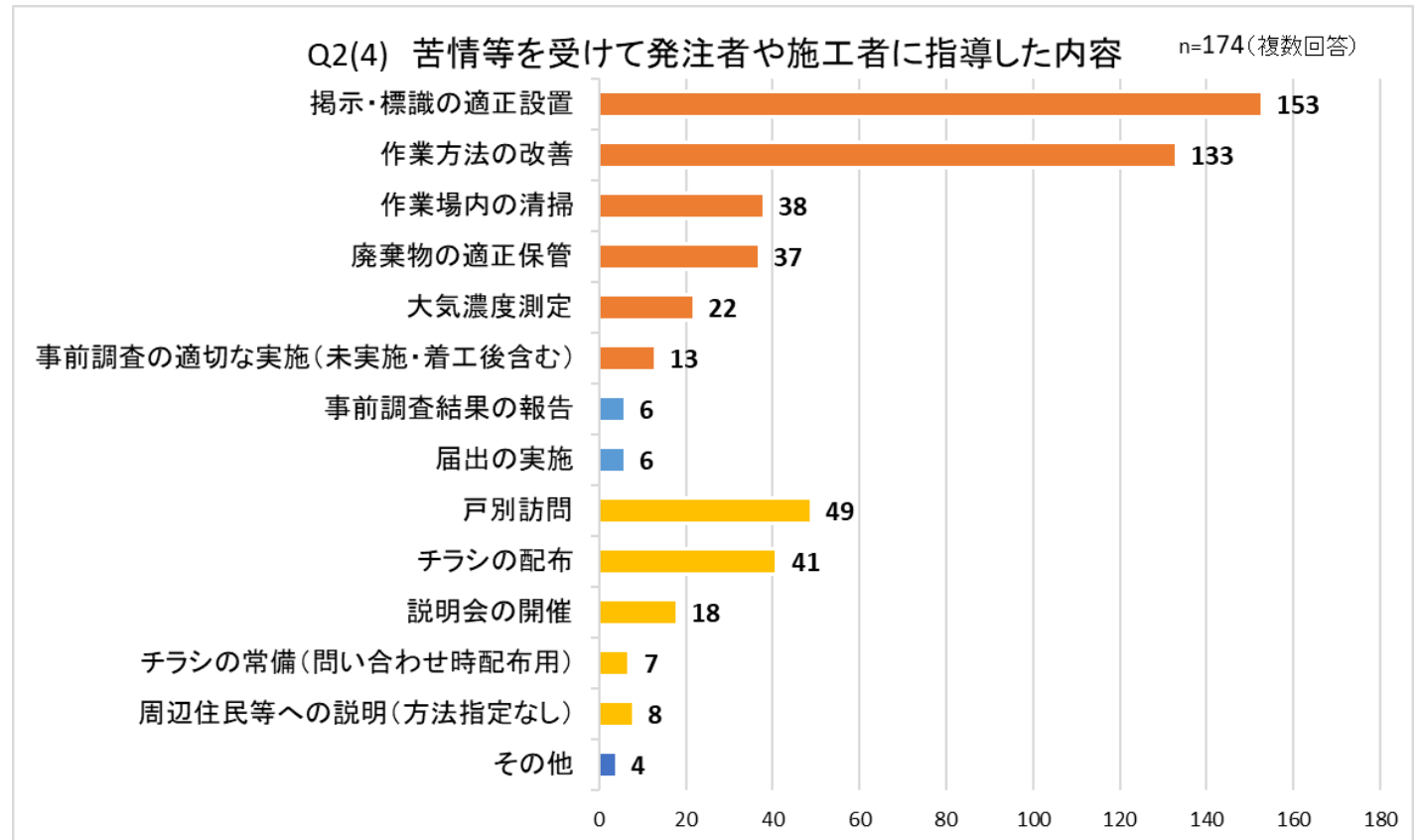
(2) 解体等工事での石綿のリスクコミュニケーションの事例に関する質問 (Q2)

④ 苦情等を受けて発注者や施工者に指導した内容 (Q2(4))

- ・ **作業等の改善指導**が多く、大気濃度測定を行うよう指導したケース(12.6%)もあった。
- ・ 標識・掲示の設置以外の **リスクコミュニケーションの実施を指導したケース**(最大49件、28.2%)も多くみられた。

その他の内訳

- ・ 法令違反はなかったため等指導なし (3件)
- ・ 市や関係機関への情報提供 (1件)



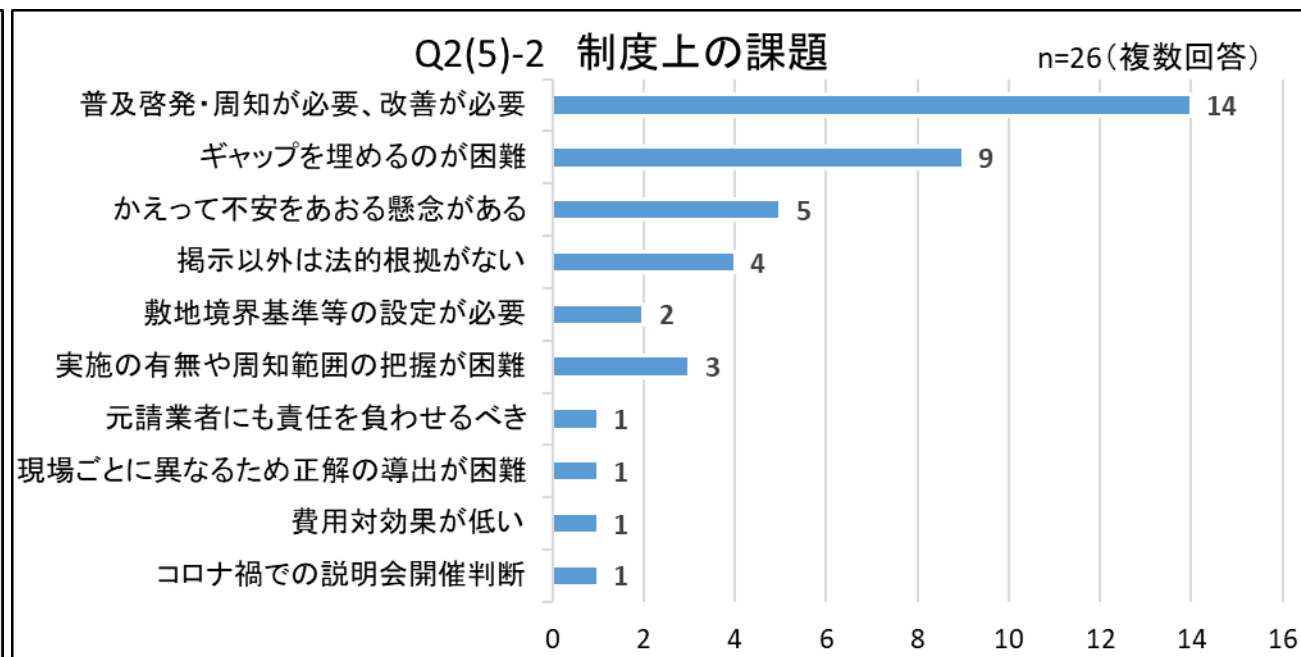
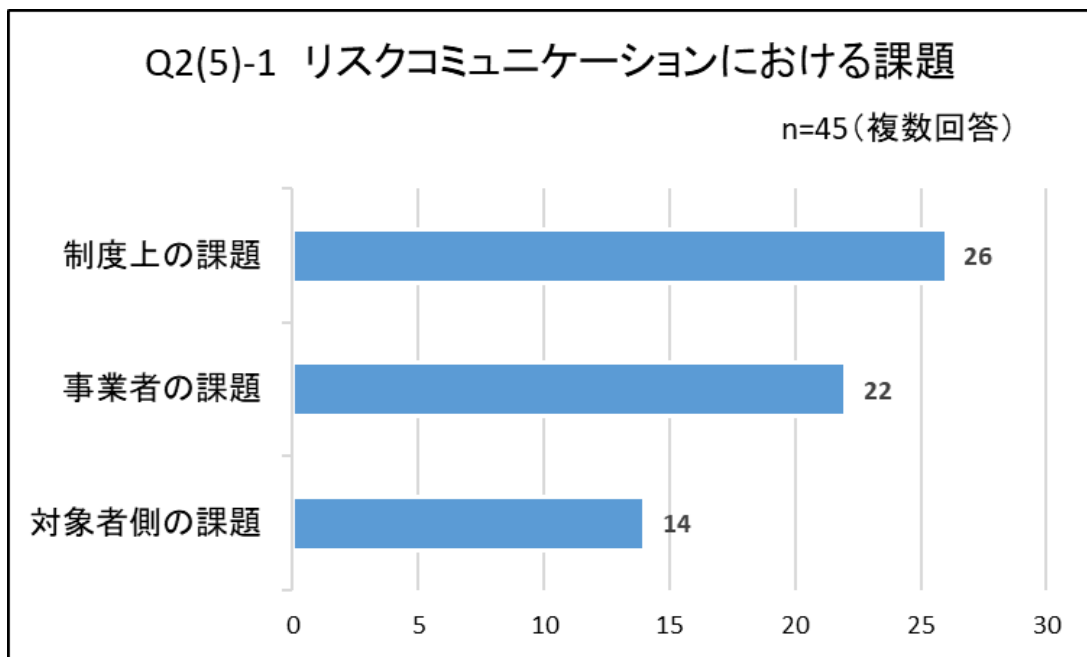
※その他に回答いただいたもののうち、集計可能なものは再集計した。

3. アンケート結果

(2) 解体等工事での石綿のリスクコミュニケーションの事例に関する質問 (Q2)

⑤石綿に係るリスクコミュニケーションを行う上での課題等 (Q2(5))

- ・「制度上の課題」を挙げた自治体が最も多く(57.8%)、次いで「事業者の課題」が48.9%、「対象者側の課題」が31.1%となっていた。
- ・制度上の課題としては、「普及啓発」や「法的根拠づけ」の必要性が挙げられたが、事業者と対象者間での調整の難しさをうかがわせる意見が多くなっていた。



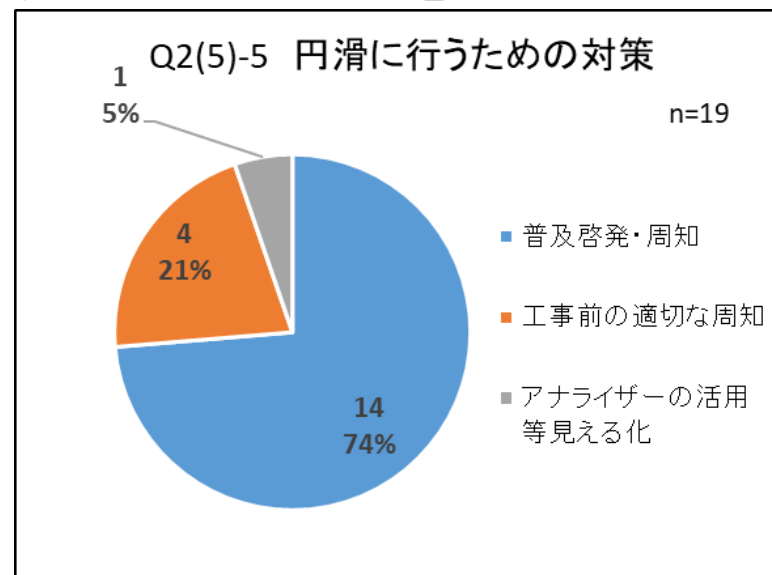
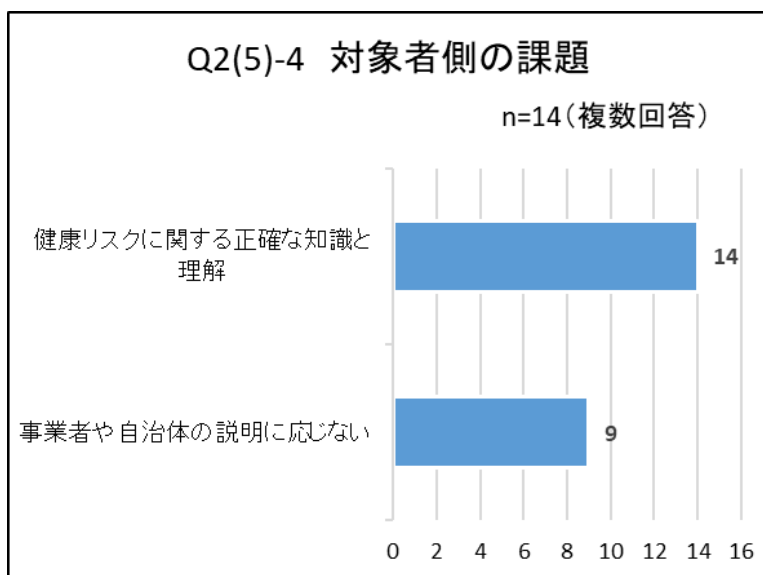
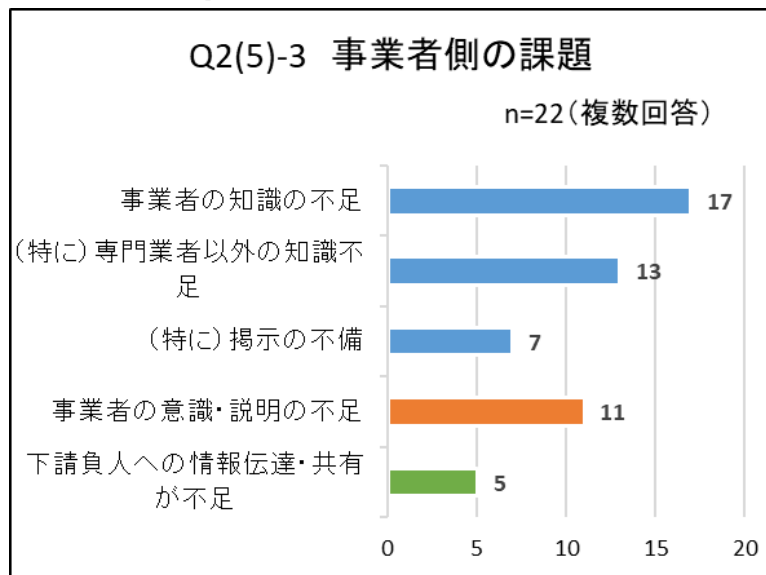
※回答内容を分類し、再集計した。Q3で具体的な事例を回答いただいていない22自治体の意見も含まれる。

3. アンケート結果

(2) 解体等工事での石綿のリスクコミュニケーションの事例に関する質問 (Q2)

⑤ リスクコミュニケーションにおける課題等 (つづき) (Q2(5))

- ・事業者側の課題としては、「知識不足(17件、77.3%)」が最も多く、「意識や説明の不足(11件、50.0%)」や「下請負人等への情報伝達・共有が不足(5件、22.7%)」が挙げられた。
- ・対象者側の課題としては、「健康リスクに関する正確な知識と理解が必要(14件、100%)」、「事業者や自治体の説明に応じない(9件、64.3%)」が挙げられた。
- ・円滑に行うためには、「普及啓発・周知(14件)」のほか、「工事前の適切な周知(4件)」、双方を納得させるためのアスベストアナライザーの活用など「見える化(1件)」が必要との回答。



※回答内容を分類し、再集計した。Q3で具体的な事例を回答いただいていない22自治体の意見も含まれる。

3. アンケート結果

(3) 好事例、悪かった事例 (Q3)

- ・現在回答内容を精査・確認中
- ・参考資料への反映を予定